

令和6年第6回上天草市議会定例会会議録

令和6年12月9日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第11日目）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第82号 | 上天草市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第83号 | 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第84号 | 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 4 | 議案第85号 | 令和6年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 議案第86号 | 令和6年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 6 | 議案第87号 | 令和6年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第88号 | 令和6年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第89号 | 令和6年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第90号 | 令和6年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第91号 | 令和6年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第92号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第12 | 議案第93号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第94号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第95号 | 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第96号 | 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第97号 | 上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（13名）

議長 桑原 千知

1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠	5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司
8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子	10 番 西本 輝幸
11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司	15 番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

7 番 田中 辰夫

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	濱崎 裕慈
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	経 済 振 興 部 長	本田 善生
建 設 部 長	岩永 裕一	健 康 福 祉 部 長	前方 正広
教 育 部 長	赤瀬 耕作	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 事	松原ちひろ	主 事	松田俊太朗

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議の開催に先立ち、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は議案４件です。審査の結果、全議案を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議案審議について御説明いたします。

議案第９４号から議案第９７号を、本日の本会議に上程後、提案理由及び議案内容の説明、質疑を経て、総務常任委員会へ付託することに決定いたしました。なお、追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので、併せて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） それでは、お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申合せのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意お願いいたします。

日程第 １ 議案第８２号 上天草市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第１、議案第８２号、上天草市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。通告がっておりますので、発言を許します。

９番、宮下昌子議員。

○９番（宮下 昌子君） まず、出張所の条例ですけれども、９月に区長を対象に意見交換会をしておられるということでした。１０月にパブリックコメントですね。この中で住民の方からはどんな意見があったのか。そして、住民の理解は得られたと思われるのか。そこのところをお尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

９月２６日に、大道地区の区長並びに龍ヶ岳町及び高戸地区の区長代表を対象に行った地元区長説明会におきましては、大道出張所の廃止はやむを得ない。令和７年４月からの廃止は早過ぎるので、先延ばしにできないか。出張所廃止に伴う職員による各種証明書の宅配サービスは、ぜひやっていただきたいなどの意見がありました。

また、１０月に実施いたしましたパブリックコメントにおきましては、出張所廃止後、公民館や郵便局に市役所に提出する書類等の受付箱を設置してほしい。職員配置が少ない龍ヶ岳統括支所で職員による各種証明書の宅配サービスができるのか。出張所廃止後、行政サービス等が低下

しない対案を要望する。以上、３件の意見が寄せられたところでございます。

市議会１２月定例会への議案提出に当たりまして、１１月１９日に、改めて大道地区の区長を個別に訪問をした上で、パブリックコメントに対する市の考えや出張所廃止までのスケジュールを説明いたしまして、全員の賛同を得たところでございます。

また、大道出張所廃止の方針案を大道地区全世帯に周知し実施をしましたパブリックコメントの結果を踏まえると、地域住民の理解は得られたというふうに認識をしているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子議員。

○９番（宮下 昌子君） 今、住民の意見をお聞きしましたが、職員による宅配サービスとか、公民館などに受付を置いてほしいとか、そういう意見が出たということですがけれども、今後、廃止後の対応については、どういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げました地元区長説明会、それと、パブリックコメントの意見を踏まえまして、当初の方針を見直し、大道出張所の廃止を令和７年４月から同年１０月に変更をするとともに、廃止後の代替サービスとしまして、職員による各種証明書の宅配サービス、それと、大道郵便局における行政文書の受付を新たに導入するところとございまして、まず、職員による各種証明書の宅配サービスにつきましては、令和７年４月から開始する予定でございまして、制度要綱の作成、あるいは、関係機関との協議を行っておりまして、コンプライアンスを遵守いたしました新たな公共サービスとして、今後、展開してまいりたいと考えております。

大道郵便局における行政文書の受付につきましては、令和７年１０月から開始する予定としておりまして、既に日本郵便九州支社との協議をしております。今現在、協議中とございまして、現時点においては、実現の可能性が高いと思っております。この取扱いに必要な事務手数料を新年度予算に盛り込むことで現在調整をしているところとございます。

それと、長年にわたり、地元の皆様に親しまれてきた大道出張所につきましては、残念ながら、令和７年１０月に廃止をし、土砂災害特別警戒地域レッドゾーンに設置されていることや、建築から５０年を経過していることもありまして、建物を解体の上、土地を更地にしまして、地権者へ返還する予定としているところとございます。

以上です。

○議長（桑原 千知君） ９番、宮下昌子議員。

○９番（宮下 昌子君） 分かりました。職員による宅配は、４月からということですね。あと、廃止になるのは１０月ということで、１０月までは出張所で対応、職員の宅配と両方できるということだと今思いましたけども、それと、さっき意見も出たということでしたけど、職員が宅配となると、私もやはり職員が足りなくなるんじゃないかと心配します。その点をどう考えておられるのか。それと、宅配する対象地域は、大道地区なのか。それとも、大道の出張

所から先のほうというか、その辺は、どんなふうになるのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） お答えいたします。まず、龍ヶ岳統括支所で職員による各種証明書の宅配サービスを実施するということになりまして、議員御指摘のとおり、支所の業務量というのは増加するのではないかと考えております。

それで、現在、令和7年度の組織業務及び人員配置の見直しに係る庁内協議を進めているところでございまして、龍ヶ岳統括支所においても、職員による各種証明書の宅配サービスが実現できるように体制を構築していきたいと考えております。

それと、証明書の宅配サービスの対象地域でございますけれども、今回、大道出張所の廃止ということでございますので、その代替サービスといたしまして、大道地区全域を対象としているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第83号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第2、議案第83号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。通告がっておりますので、発言を許します。

9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） それでは、お尋ねします。料金が上がるんですけれども、この改定によって、どれぐらいの増収となるかという試算ですけれども、それと、また平均世帯で結構ですけれども、1か月間の使用料がどれぐらい上がるというふうに試算をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしく願いいたします。お答えします。

今回の料金改定を行う際の試算では、令和5年度から令和8年度における収入予定額を算出したところ、改定しない場合は約6,200万、改定した場合は約7,100万ということで、約年間900万程度の増収を見込んでいるところでございます。一世帯における一月の平均下水道使用料20立方メートルで比較した場合、使用料金が3,795円（税込）から、4,361円（税込）となり、一月当たり566円、年間で6,792円の負担が増える見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 今、下水道の地域は、松島町の合津と阿村の一部だと思うんですけれ

ども、これまでも下水道を利用する方と浄化槽を利用する方との使用料が、少し浄化槽のほうが高いような声もたくさんあったんですけども、この浄化槽を利用する方と同じような形での比較ですけども、それは大体どんなふうになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。本市の一世帯における一月の平均下水道使用料の20立方メートルの改定後の使用料と、合併処理浄化槽で設置が多い5人槽の令和5年度にかかる平均的な維持管理費を比較した場合、下水道使用料は年間5万2,332円、合併処理浄化槽は年間5万8,250円となり、合併処理浄化槽が年間で5,918円、一月当たり約493円高くなることとなります。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子議員。

○9番（宮下 昌子君） 分かりました。合併浄化槽のほうが、少しはやはり負担が高いということですね。それにしても、今回利用者の方々は、やはり少しでも値上げになると困るということもあると思うんですけども、利用者の方たちへの説明というか、そういうのは、今日、今回上程されているわけですけども、その上程前に何らかの説明とかいうのはあったんでしょうか。それとも、今回、議会で決まった後の説明となるんでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。今回の料金改定にあたっては、事前に市民の方へのお知らせはしておりません。今回の議会の承認がありました後に、広報、それから、ホームページ等で周知することとしております。

○議長（桑原 千知君） いいですか。以上で、通告による質疑は終わりました。

○議長（桑原 千知君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 3 議案第84号 令和6年度上天草市一般会計補正予算（第7号）

○議長（桑原 千知君） 日程第3、議案第84号、令和6年度上天草市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。

本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 4 議案第 85 号 令和 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 3 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 4、議案第 85 号、令和 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 5 議案第 86 号 令和 6 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 5、議案第 86 号、令和 6 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 87 号 令和 6 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 6、議案第 87 号、令和 6 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 88 号 令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算
（第 2 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 7、議案第 88 号、令和 6 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 89 号 令和 6 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 8、議案第 89 号、令和 6 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 90 号 令和 6 年度上天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 9、議案第 90 号、令和 6 年度上天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 91 号 令和 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 10、議案第 91 号、令和 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 11 議案第 92 号 工事請負契約の変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第 11、議案第 92 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 12 議案第 93 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第 12、議案第 93 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理す

る事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 13 議案第 94 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 95 号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 96 号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 97 号 上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 13、議案第 94 号から日程第 16、議案第 97 号までの以上 4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案 4 件を提出しております。

議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

議案第 94 号から議案第 97 号の説明を、総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） 議案書 1 ページをお願いいたします。併せて説明資料 1 ページをお願いいたします。

議案第 94 号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改正するものでございます。

内容といたしましては、医療職給与表 1 の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額限度額 41 万 5,600 円を 41 万 6,600 円に引き上げる改正及び令和 6 年 12 月に支給する期末手当の支給割合を、一般職員で 100 分の 122.5 を 100 分の 127.5 に、特定幹部職員で 100 分の 102.5 を 100 分の 107.5 に、定年前再任用短時間勤務職員で 100 分の 68.75 を 100 分の 71.25 に引き上げる改正を行うものでございます。また、

令和6年10月に支給する勤勉手当の支給割合を、一般職員で100分の102.5を100分の107.5に、特定幹部職員で100分の122.5を100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員で100分の48.75を100分の51.25に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、給料表の変更でございます。

一般職給料表、医療職給料表1、2及び3を人事院勧告に準じた給料月額に改正するものでございます。附則につきましては、第29条の第2項の改正に伴い、附則第4項において、関係条例の整理を行うものでございます。この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書15ページをお願いいたします。併せて説明資料23ページをお願いいたします。

議案第95号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、今定例会において、人事院勧告に準じて一般職の職員の給料表を改定することを踏まえ、フルタイム会計年度任用職員においても同様の措置を講ずるものでございます。

内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員の給料は、上天草市一般職の職員の給与に関する条例第3条に定める一般職給料表を準用しているため、フルタイム会計年度任用職員給料表を改正するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書17ページをお願いいたします。併せて説明資料25ページをお願いいたします。

議案第96号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、本定例会において、人事院勧告に準じて一般職の職員の給料表を改定することを踏まえ、パートタイム会計年度任用職員においても、同様の措置を講ずるものでございます。

内容といたしましては、令和6年10月に支給する期末手当の支給割合を100分の77.5から100分の80に引上げ、令和6年12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の48.75から100分の51.25に引き上げるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市フルタ

イム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書１８ページをお願いいたします。併せて説明資料２７ページをお願いいたします。

議案第９７号、上天草市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて任期付職員の給与を改正するものでございます。

主な内容につきましては、特定任期付職員の給料表を人事院勧告に準じた給料月額に改正し、令和６年１２月に支給する期末手当の支給割合１００分の１７０を１００分の１７５に引き上げる改正を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

まず、議案第９４号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

９番、宮下昌子議員。

○９番（宮下 昌子君） この条例改正は、職員の給与を引き上げるものですが、大体総額としてどれぐらいの試算をしておられるのか。それと、若い職員から定年前のいろんな人がいらっしゃるんですけど、どの辺を重点的に、押しなべて皆さん平均的に引上げられるのか。それとも、例えば、若い人に重点を置いて少し上がるのかということが分かるのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（濱崎 裕慈君） お答えいたします。一般職の職員につきましては、現在の職員の給与と比較した際に、給料で３,１９３万５,０００円、期末勤勉手当で１,７４３万６,０００円、合計の４,９３７万１,０００円増額すると試算をしているところでございます。

それと、今回の人事院勧告の給料の改定におきましては、平均で１万１,１８３円、２．７６％平均で引き上げることになっておりまして、若年層に重点を置きつつ、おおむね３０代後半までの職員に重点を置くというふうにされておりまして、全ての職員を対象に全体的に、先ほど申し上げた２．７６％の給与の改定を行うということとなっております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 9 5 号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 9 6 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

9 番、宮下昌子議員。

○9 番（宮下 昌子君） これも同じですけれども、会計年度任用職員の報酬などの引上げですけど、これも総額でどれぐらい試算されているのか、お尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（瀧崎 裕慈君） お答えいたします。会計年度任用職員につきましては、報酬で 2,700 万 9,000 円、期末勤勉手当で 667 万 9,000 円、合計 3,368 万 8,000 円。現時点での職員で試算した場合、増額が見込めるということで考えております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第 9 7 号、上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。12 月 10 日から 12 日は常任委員会を開催し、次の本会議は、13 日午前 10 時から一般質問を行います。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 32 分